

(案)

賃貸借契約書

1 件 名 熊本市上下水道局水運用センターシステム賃貸借

2 履 行 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号外43箇所

3 履 行 期 間 調達期間

自 令和 8 年 (2026 年) 〇〇月〇〇日

至 令和11 年 (2029 年) 3 月 31 日

賃貸借期間

自 令和11 年 (2029 年) 4 月 1 日

至 令和21 年 (2039 年) 3 月 31 日

4 賃 借 料

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 賃貸借の内容 別紙設計書、仕様書及び図面等のとおり

6 契 約 保 証 金 〇〇〇〇

上記の賃貸借業務について、賃借者 熊本市と、調達者 _____ と、賃貸者 _____ とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、賃借者、調達者及び賃貸者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市

熊本市上下水道事業管理者 三 島 健 一

調達者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

賃貸者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(総則)

- 第1条 調達者及び賃貸者は、賃借者に対し、設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に従い、この契約書に基づく業務（以下「業務」という。）を行うものとし、賃借者はその対価として賃借料を支払うものとする。
- 2 設計図書に明示されていない又は設計図書に交互符号しないものがあるときは、賃借者、調達者及び賃貸者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、賃借者が定めて調達者及び賃貸者に通知するものとする。
- 3 この契約の履行に必要な一切の経費は、この契約の賃借料に含まれるものとする。
- 4 この契約書の履行に関して賃借者、調達者及び賃貸者の間で用いる言葉は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃借者、調達者及び賃貸者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借者、調達者及び賃貸者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 賃借者、調達者及び賃貸者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 前3項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

(定義)

- 第3条 この契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ 熊本市上下水道局水運用センター（以下「水運用センター」という。）の情報処理に係る全ての記録媒体に記録されている情報をいう。
- (2) ドキュメント システム設計書、説明書、コード一覧表、操作手順書その他の水運用センターの情報処理に必要な書類をいう。

(監督員及び統括責任者等)

- 第4条 賃借者は、調達者及び賃貸者の業務の履行について、立会い、指示、承諾又は協議を行う監督員を定め、その氏名を調達者及び賃貸者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 調達者又は賃貸者は、業務の履行全般の管理について責任を負うものとして統括責任者を定め、賃借者に届け出なければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。
- 3 調達者は、調達期間中、機器の据付等に関する技術上の管理を司るものとして管理技術者を定め、賃借者に届け出なければならない。当該技術者を変更したときも同様とする。

当該技術者は監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。建設業法第26条第2項に規定する工事に相当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項に規定する工事に相当する場合にあっては専任の主任技術者又は同条第4項に規定する監理技術者とする。以下同じ。）の資格を有する者とする。

4 第1項に規定する監督員及び第2項に規定する統括責任者は、必要に応じて協議を行うものとする。

5 統括責任者及び管理技術者は、これを兼ねることができる。

（契約の保証）

第5条 調達者又は賃貸者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 調達者又は賃貸者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

（1） 契約保証金の納付に代わる国債の提供

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、貸借者が確実と認める金融機関の保証

3 調達者又は賃貸者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、調達者又は賃貸者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を貸借者に寄託しなければならない。

4 調達者又は賃貸者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、賃借料の10分の1以上としなければならない。

6 賃借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃借料の10分の1に達するまで、貸借者は、保証の額の増額を請求することができ、調達者又は賃貸者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 調達者又は賃貸者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

8 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、貸借者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸借者、調達者及び賃貸者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

2 調達者及び賃貸者は、貸借者に水運用センターに係る機器及びソフトウェア（以下「センター設備」という。）を貸与した後、センター設備を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ貸借者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 3 賃借者は、調達者及び賃貸者からセンター設備の貸与を受けた後、センター設備を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ調達者及び賃貸者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 調達者及び賃貸者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

- 2 調達者及び賃貸者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、賃借者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

(従事者に関する受注者の責任)

第8条 受注者は、この契約による業務に従事する者（再委託又は再委任を受けた者を含む。）による業務上の行為については、一切の責任を負う。

(秘密の保持)

第9条 調達者及び賃貸者（第7条の規定により再委託又は再委任を受けた者も含む。）は、この契約を履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(関連工事の調整)

第10条 賃借者は、調達者の施工するセンター設備に係る調達（以下「センター設備調達」という。）及び賃借者の発注に係る第三者の施工する他の工事と調達をする上で密接に関連する場合において、必要があるときは、調整を行うものとする。この場合においては、調達者は、賃借者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(調達をする上で必要な用地の確保等)

第11条 賃借者は、センター設備調達の用地その他設計図書において定められた調達をする上で必要な用地を調達者がセンター設備調達をする上で必要とする日までに確保しなければならない。

- 2 調達者は、前項の規定により確保されたセンター設備調達の用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 センター設備調達の完了、設計図書の変更等によってセンター設備調達のための用地が不用となった場合において、当該用地に調達者が所有し、又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、調達者は、当該物件を撤去するとともに、当該用地を原状に復して、賃借者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、調達者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は当該用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、賃借者は、調達者に代わって当該物件を処分し、又は当該用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、調達者は、賃借者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、賃借者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する調達者のとるべき措置の期限、方法等については、賃借者が調達者の意見を聴いて定める。

(補正義務)

第12条 調達者又は賃貸者の業務の履行が設計図書に適合しない場合、監督員がその補正を要求したときは、調達者及び賃貸者は、これに従わなければならない。この場合において、調達者及び賃貸者は、賃借料の増額を求めることができない。

(条件変更等)

第13条 調達者は、調達に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、調達者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、調達者が立会いに応じない場合には、調達者の立会いを得ずに行うことができる。

3 賃借者は、調達者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を調達者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ調達者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、賃借者が行う。
- (2) 第1項第4号に該当し設計図書を変更する場合で調達目的物の変更を伴うものは、賃借者が行う。
- (3) 第1項第4号に該当し設計図書を変更する場合で調達目的物の変更を伴わないものは、賃借者と調達者とが協議して賃借者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、賃借者は、必要があると認められるときは契約期間又は賃借料を変更し、調達者又は賃貸者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第14条 賃借者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を調達者及び賃貸者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、賃借者は、必要があると認められるときは、契約期間又は賃借料を変更し、調達者又は賃貸者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第15条 調達者及び賃貸者は、データを賃借者の指定した目的以外に複写し、及び複製し

てはならない。

(データの廃棄)

第16条 調達者及び賃貸者は、データの廃棄をするときは、あらかじめ、賃借者の承認を受けるものとし、その廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(データの目的外使用の禁止)

第17条 調達者及び賃貸者は、データを業務以外の用途に使用してはならない。

2 調達者及び賃貸者は、賃借者に無断でデータを使用し、貸与し若しくは公表し、又は第三者に提供してはならない。

(業務の管理体制及びデータ等の維持管理)

第18条 調達者及び賃貸者は、業務の適正かつ円滑な履行を図るため、管理体制に必要な措置を講ずるものとする。

2 調達者及び賃貸者は、善良な管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

(1) データ

(2) ドキュメント及びセンター設備に係るプログラム

(3) 前2号に掲げるもののほか、設計図書で指定されたもの

(事故報告)

第19条 調達者又は賃貸者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに賃借者に報告し、賃借者の指示に従うものとする。

(資料等の返還)

第20条 調達者及び賃貸者は、調達者及び賃貸者が業務の履行を完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、業務の履行に用いた全ての支給用品、貸与品及び資料を速やかに賃借者に返還しなければならない。

(業務の調査等)

第21条 賃借者は、必要があると認めるときは、調達者及び賃貸者に対し、業務の処理状況について調査又は報告を求めることができる。

2 調達者及び賃貸者は、前項の規定により調査又は報告を求められたときは、これに積極的に協力しなければならない。

(業務内容の変更等)

第22条 賃借者は、必要があるときは業務の内容を変更又は一時中止することができる。この場合において、賃借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議してこれを定めるものとする。

2 賃借者は、センター設備が賃借者の業務遂行に不要と判断される場合に、賃貸借契約範囲の部分解約を調達者及び賃貸者に申し込むことができる。この場合において、部分解約後の賃借料は、部分解約部分の総額に相当する金額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、部分解約個所以外の契約内容は、変更しないものとする。

4 前1項から3項の場合において、調達者及び賃貸者が損害を受けたときは、賃借者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定めるものとする。ただし、その責が調達者又は賃貸者にある場合は、この限りではない。

(調達期間の変更方法)

第23条 調達期間の変更については、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、賃借者が定め、調達者及び賃貸者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、賃借者が調達者及び賃貸者の意見を聴いて定め、調達者及び賃貸者に通知するものとする。ただし、賃借者が調達期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、調達者及び賃貸者は、協議の開始の日を定め、賃借者に通知することができる。

(賃借料の変更方法等)

第24条 賃借料の変更については、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、賃借者が定め、調達者及び賃貸者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、賃借者が調達者及び賃貸者の意見を聴いて定め、調達者及び賃貸者に通知するものとする。ただし、賃借料の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、調達者及び賃貸者は、協議の開始の日を定め、賃借者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、調達者又は賃貸者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に賃借者が負担する必要な費用の額については、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第25条 調達者は、センター設備調達が完了したときは、その旨を賃借者に通知しなければならない。

- 2 賃借者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に調達者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、センター設備調達の完了を確認するための検査をし、当該検査の結果を調達者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査に直接要する費用は、調達者の負担とする。
- 4 賃借者は、第2項の検査によってセンター設備調達の完了を確認した後、調達者がセンター設備の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 5 調達者は、センター設備調達が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し、改めて同項の検査を受けなければならない。

(部分使用)

第26条 賃借者は、前条第4項の規定による引渡し前においても、調達者及び賃貸者の承諾を得て、センター設備の全部又は一部を使用することができる。

- 2 賃借者は、前項の規定によりセンター設備を使用するときは、その部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 賃借者は、第1項の規定によりセンター設備を使用したことによって調達者又は賃貸者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(センター設備の取替等)

第27条 賃借者は、賃借者の責めに帰すべき事由によりセンター設備の取替え、改造、若しくは返却又は当初の設置場所からの移転（以下「取替等」という。）を行おうとする

きは、調達者及び賃貸者と協議するものとする。

2 前項の事由によるセンター設備の取替等に要する費用は、賃借者の負担とする。

3 第1項の事由によるセンター設備の取替等により賃借料その他のこの契約の内容を変更する必要が生じたときは、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議の上、その変更を行うものとする。

(保守及び修理)

第28条 調達者は、賃借者がセンター設備を常に正常な状態で使用できるように、保守及び修理を行い、その費用を負担する。ただし、賃借者の責めに帰すべき事由によりそれらが必要とするときは、その費用は、賃借者の負担とする。

2 調達者は、センター設備の保守方法について、設計図書に定めるもののほか、あらかじめ賃借者の承諾を得なければならない。

3 調達者は、設計図書に従い、センター設備に係る機器の予備品、消耗品等（以下「予備品等」という。）を常時備えておかなければならない。

4 予備品等の保管に係る場所その他必要な事項については、賃借者と調達者とが協議して定める。

(保守・修理体制の維持)

第29条 調達者は、設計図書に従い、常にセンター設備の保守・修理体制を維持し続けなければならない。

(機器の管理責任等)

第30条 賃借者は、機器を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借者は、機器を本来の用法によって使用し、かつ、賃借者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

(業務完了検査)

第31条 賃貸者は、支払明細書で規定する各賃貸借期間の業務を完了した時は、遅滞なく完了届を賃借者に提出しなければならない。

2 賃借者は、前項の完了届を受領した時は、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 賃貸者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられた時は、遅滞なく当該補正を行い、賃借者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、検査の実施については、前項の規定を準用する。

4 第2項又は前項の規定による検査又は補正に要する経費は、すべて賃貸者の負担とする。

(賃借料の請求及び支払)

第32条 賃貸者は、前条第2項又は第3項の規定による検査又は再検査に合格したときは、支払明細書に規定する各賃貸借期間の賃借料を、書面をもって、賃借者に請求することができる。

2 賃借者は、契約履行を確認し、賃貸者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃借料を賃貸者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第33条 賃借者は、設計図書に定める機器の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他

契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、法令又はこの契約で別に定めがあるときを除き、賃貸借期間中、調達者又は賃貸者に対して、その契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求（以下この条において「請求等」という。）することができる。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、調達者又は賃貸者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 賃借者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を調達者又は賃貸者に通知した場合において、賃借者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 賃借者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する調達者又は賃貸者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 賃借者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに調達者又は賃貸者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、調達者又は賃貸者その契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第34条 調達者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の開始までに引渡しを完了することができない場合において、賃借者は、損害金の支払いを調達者又は賃貸者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、賃借料を借入期間全体の額に換算した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 賃借者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合において、賃貸者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを賃借者に請求することができる。
- 4 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（賃借者の解除権）

第35条 賃借者は、調達者又は賃貸者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、調達者又は賃貸者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 賃借者は、民法第542条に定めるもののほか、調達者又は賃貸者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、調達者又は賃貸者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 賃貸借期間の始期を過ぎても物件の引渡しをしないとき、又は引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 第6条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第39条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。

(8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

(9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 調達者又は賃貸者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（調達者又は賃貸者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、調達者又は賃貸者が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第37条において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 調達者又は賃貸者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材

料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、賃借者が調達者又は賃貸者に対して当該契約の解除を求め、調達者又は賃貸者がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、調達者又は賃貸者は、賃借料を借入期間全体の額に換算した額の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 調達者又は賃貸者がその債務の履行を拒否し、若しくは調達者又は賃貸者の責めに帰すべき事由によって調達者又は賃貸者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 調達者又は賃貸者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 調達者又は賃貸者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 調達者又は賃貸者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、調達者又は賃貸者に損害が生じた場合において、調達者又は賃貸者の責めに帰すべき事由がある場合は、賃借者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、賃借者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、賃借者がその超える部分について調達者又は賃貸者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第37条 賃借者は、第35条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 調達者及び賃貸者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 調達者又は賃貸者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 調達者又は賃貸者若しくはその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号

を除く。)の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第38条 賃借者は、契約期間が終了するまでの間は、第35条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借者は、前項の規定により契約を解除したことにより調達者及び賃貸者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の借入期間全体における契約金相当額を上限とする。

3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、賃借者が定め、調達者及び賃貸者に通知するものとする。

(調達者及び賃貸者の解除権)

第39条 調達者及び賃貸者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 業務の内容を変更したため賃借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 賃借者がこの契約に違反し、その違反により契約内容を履行することが不可能となったとき。

2 調達者及び賃貸者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を賃借者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の借入期間全体における契約金相当額を上限とする。

(所有権の表示)

第40条 賃貸者は、センター設備に係る機器に賃貸者の所有であることを表示しなければならない。

(不可抗力による費用等の負担)

第41条 賃借者、調達者又は賃貸者は、賃貸借期間中に予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)に伴い損害又は損失が発生した場合、賃借者、調達者及び賃貸者とが協議のうえ費用等の負担を定める。

(契約の更新)

第42条 賃借者は、あらかじめ賃貸借期間が満了する前に、調達者及び賃貸者に業務に係る契約の更新を申し込むことができる。この場合において、調達者及び賃貸者は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

(センター設備の返還)

第43条 賃借者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに賃貸者にセンター設備を返還するものとする。

(1) 賃貸借期間が満了した場合において、前条に規定する契約の更新が行われなかったとき。

(2) この契約が解除されたとき。

2 調達者及び賃貸者は、前項の規定によるセンター設備の返還に際し、必要に応じてこれに立ち会うものとする。この場合において、当該立会いに要する費用は、調達者及び賃貸者の負担とする。

3 第1項の規定によるセンター設備の返還に要する全ての費用は、調達者及び賃貸者が負担しなければならない。ただし、賃借者の責めに帰すべき事由による場合にあっては賃借者が負担しなければならない（前項後段に規定する費用を除く。）。

4 第1項の規定によるセンター設備の返還後におけるセンター設備に係る機器の設置場所の復旧については、調達者及び賃貸者の負担により行うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第44条 調達者又は賃貸者は、業務の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、調達者又は賃貸者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち賃借者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借者が負担する。

2 前項の場合について第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃借者、調達者及び賃貸者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（一般的損害）

第45条 契約期間中、機器に生じた損害は、調達者又は賃貸者がその費用を負担する。ただし、賃借者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

（損害賠償）

第46条 賃貸者若しくは調達者又は賃貸者は自己の責めに帰すべき事由により相手方に、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借者、調達者及び賃貸者とが協議して定めるものとする。

（ソフトウェアの使用権）

第47条 賃借者は、この契約により、ソフトウェアの使用権を取得する。

（ソフトウェアの公開）

第48条 賃借者はセンター設備にセンター設備以外の機器又はソフトウェアを付加するときは、センター設備を公開することができる。

2 賃借者は前項の規定による公開をするときは、あらかじめ調達者及び賃貸者に通知しなければならない。

3 第1項の規定による公開をするときは、賃借者と調達者及び賃貸者とが協議のうえ必要な範囲の公開を行うものとする。

（保険）

第49条 調達者及び賃貸者は、自らの負担により、設計図書に定めるところにより組立保険及び新価特約付き動産総合保険（これに準ずるものを含む。）に加入しなければならない。

（専属的管轄裁判所）

第50条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借者と調達者及び賃貸者とが協議して定める。

（特記事項）

第52条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

支 払 明 細 書

	第 1 四半期 (4 ～ 6 月分)	第 2 四半期 (7 ～ 9 月分)	第 3 四半期 (10～12 月分)	第 4 四半期 (1 ～ 3 月分)	年度毎計
令和 11 年度 (2029 年度)					
令和 12 年度 (2030 年度)					
令和 13 年度 (2031 年度)					
令和 14 年度 (2032 年度)					
令和 15 年度 (2033 年度)					
令和 16 年度 (2034 年度)					
令和 17 年度 (2035 年度)					
令和 18 年度 (2036 年度)					
令和 19 年度 (2037 年度)					
令和 20 年度 (2038 年度)					
総合計					

